

提出日：西暦 2013 年 10 月 22 日

社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
受講者：小笠原民恵

| | |
|---------------|---|
| 研修テーマ | 法律事務所職員研修(ステップアップ研修) |
| 主催者 | 愛知県弁護士会 |
| 受講場所 | KKR ホテル名古屋 4階 |
| 受講期間 | 2013 年 10 月 22 日 13:30~15:30 |
| 研修内容 | 破産管財業務 |
| 研修の成果 及び感想 | <p>弁護士 西脇明典先生の講義 「破産管財書式集(二訂)平成22年9月」(事務所所有は平成16年版) 「破産管財事務マニュアル(二訂)」 参考書籍</p> <p>第1 破産管財人の職務で大切なこと</p> <ol style="list-style-type: none">1 迅速さ(遅れないこと)2 財団債権の扱い(管理を怠らない、漏れがないこと)3 配当(計算期間や計算を間違えないこと) <p>ミスは管財人が損害賠償をすることになる場合があるので十分に注意する。</p> <p>公租公課関係の記録は別ファイルで分類するとよい。</p> <p>(参考)破産者宛の郵便物は「管財人へ回送せず、記載住所地へ送付してください」と大きく朱書きすると破産者にも送ることができる。</p> <p>第2 選任から第一回集会まで</p> <p>債務者と債権者の件数、金額を把握しておく。</p> <p>解雇予告手当の計算をする。</p> <p>第3 破産財団の換価回収→できる限り早期に換価すること</p> <p>不動産の売買は裁判所の許可を必要とする。それ以外は許可不要。 保険について、破産者が個人の場合、契約継続を望むのかを確認する。 信用金庫の出資金については決算期を待たねば換価できない。</p> |

売掛金の回収の管理は、売掛一覧表に入金メモ、電話メモ等まとめておく。
債権の売却・放棄は100万円基準(100万円を超える場合は裁判所の許可が必要)。

在庫商品はできる限り早く高く換価する。

第4 債権者集会 第1回は詳細に報告書を出す。第2回以降は「報告要旨」のみ提出。終了時に「収支報告書」を提出する。

第5 債権調査 認否をした場合は第1回の終わった日に異議通知書を発送する。

第6 財団債権

租税等請求権に漏れがないように注意。

税務署・年金事務所の弁済は管財人事務所に取りに来る。

弁済方法は配当事案と異時廃止事案とはかなり相違する。

第7 配当 手続きが厳格

その他参考知識

名古屋地裁半田支部は管財人を選ばないので、名古屋から選出、一宮支部は名古屋の管財人を選出することもある。岡崎・豊橋支部は岡崎・豊橋の管財人を選出し、本庁とは破産申立や管財のやり方に相違ある。

研修を終えて

破産管財業務については、未知の世界ですので、難しく聞こえましたが、申立の立場ではかなり参考になるお話でした。管財の業務も正確さ、迅速さが求められることは同じです。今後もこれらをこころして業務に臨みたいと思いました。

| | |
|------|---------|
| 添付資料 | レジュメ、資料 |
| 受講者 | 山口由、小笠原 |